

# 生活保護法

## 指定介護機関のしおり

### <介護扶助とは>

介護扶助は、生活保護受給者のうち、65歳以上の介護保険被保険者で要介護又は要支援の状態にある者や、40歳以上65歳未満で介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号の特定疾病により要介護又は要支援の状態にある者を対象に、原則として介護保険の給付対象となる介護サービスと同等のものを、介護サービスや用具の貸与などにより提供するものです。

介護扶助による介護の給付は、生活保護の指定を受けた事業者に委託して行うこととされており、生活保護制度の趣旨や介護扶助のしくみを十分ご理解いただき、介護扶助が適正かつ円滑に運営されるようお願いいたします。

北九州市保健福祉局保護課

## 1 生活保護の目的

生活保護は生活保護法に基づき、あらゆる努力をしてもなお生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

生活保護制度を運用するにあたって、生活保護法は以下のような基本原理・原則を規定しています。

基本原理・原則		内容説明
基本原理	法の目的 (法第1条)	憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。
	無差別平等 (法第2条)	すべて国民は、法の定める要件を満たす限り、法による保護を無差別平等に受けることができます。
	最低生活 (法第3条)	法により保障されている最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければなりません。
	保護の補足性 (法第4条)	保護は、 <u>生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われます。他の法律に定める扶助は生活保護に優先して行われなければなりません。</u>
基本原則	申請保護 (法第7条)	保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始されます。ただし、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても必要な保護を行うことができます。
	基準及び程度 (法第8条)	保護の基準は、厚生労働大臣が定めます。 <u>保護は、その者の金銭又は物品で満たすことができない不足分を補う程度において行うものとされ、最低限度の生活の需要を満たすに十分であって、かつこれを超えないものでなければなりません。</u>
	必要即応 (法第9条)	保護は、要保護者の年齢、健康状態といった個々の事情を考慮して、有効かつ適切に行われます。
	世帯単位 (法第10条)	保護は、世帯を単位として、その要否及び程度を定めます。ただし、これによりがたいときは、個人を単位として定めることがあります。

## 2 保護の種類 (法第11条)

保護は、その内容によって次の8つの扶助に分けられます。

生活扶助・教育扶助・住宅扶助・医療扶助・**介護扶助**・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助

それぞれの扶助は、同時に支給される場合もあり、医療扶助のみ支給される場合もあります。

### 3 介護扶助の対象者

生活保護を受給し、市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の者（第 1 号被保険者）と 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者（第 2 号被保険者）は、介護保険の被保険者となります。

しかし、生活保護受給者は国民健康保険が適用除外となるため、医療保険に加入していない多くの 40 歳以上 65 歳未満の被保護者は、介護保険の被保険者となりません。これらの者で、介護保険による介護サービスと同じ内容のサービスを受ける必要がある場合には、介護扶助を給付することとしています。

#### <介護扶助と介護保険給付の費用負担関係>

介護保険の被保険者である場合には、保険給付が優先し、自己負担部分が介護扶助の給付対象となります。

40 歳以上 65 歳未満の医療保険未加入者は介護保険の被保険者となりませんので、特定疾病の患者で介護扶助が必要な場合は、介護扶助で全額を給付します。

(介護扶助の対象者及び費用負担)

介護保険被保険者		被保険者資格	費用の負担	
65 歳以上	40～64 歳	1 号被保険者	介護保険 (9 割)	自己負担 (1 割)
		2 号被保険者		
被保護者 65 歳以上		1 号被保険者	介護保険 (9 割)	介護扶助 (1 割)
被保護者 40～64 歳		2 号被保険者	介護保険 (9 割)	介護扶助 (1 割)
被保護者 40～64 歳 (医療保険未加入)		介護保険の被保険者以外	介護扶助 (10 割)	

### 4 介護扶助の申請から決定まで

介護保険の被保険者は、要介護認定又は要支援認定の結果、居宅介護支援計画書又は介護予防サービス支援計画を添付のうえ、福祉事務所に介護扶助の申請をします。

介護保険の被保険者以外の者は、介護保険の要介護認定等を受けることができませんので、福祉事務所に直接、介護扶助を申請します。福祉事務所は、市の介護認定審査会に要介護認定を依頼し、その審査判定結果に基づき、要介護認定等を行います。被保険者以外の方は、この結果により指定居宅介護支援事業所等で居宅介護支援計画等を作成します。



### (1) 介護扶助の申請

介護扶助は被保護者からの申請に基づき決定されます。したがって、介護扶助を受けようとする者は、介護保険の被保険者であっても、所管の福祉事務所に事前に介護扶助の申請をしなければなりません。また申請（変更）時には、ケアプランの写し等の提出が必要です。

### (2) 被保護者の要介護（支援）認定

第1号及び第2号被保険者である被保護者は、介護保険の被保険者として要介護認定が行われますが、介護保険の被保険者以外の者の要介護認定は、福祉事務所から市の介護認定審査会に認定審査を委託し、その結果に基づいて、福祉事務所長が決定します。

### (3) 居宅介護支援計画の作成にあたって

被保護者のケアプランは、要介護の程度に基づき、以下の点に注意して作成してください。

- ア 被保護者のケアプランは、必ず支給限度額内で作成してください。支給限度額を超えたサービスの利用は介護扶助の対象とならないので注意してください。
- イ ケアプラン作成においては、生活保護法の基本原則に基づき、最低限度の生活の需要を満たすに十分であって、かつこれを超えないものとなっているか、被保護者の自立支援に向けた有効なサービスとなっているかなどを検討していただき、過剰なサービスとならないように注意してください。
- ウ サービスを提供する事業所については、生活保護指定介護機関であることを確認して下さい。
- エ 暫定ケアプラン（月遅れ請求分）を作成し、要介護認定結果が低く出たため結果的に支給限度額を超えてしまった場合は、限度額を超えた分のサービスについては、介護扶助として認定できませんのでご注意ください。
- オ 被保護者のケアプラン作成については、自立助長の観点から、専門家による最も効果的な方法による介護給付が望ましいと判断されるため、自己作成は認められません。
- カ 福祉事務所が介護扶助を適用するにあたり、介護扶助基準に該当するサービスか否か疑義等がある場合は本庁協議を行います。決定に日時を要しますので、余裕をもって申請等を行ってください。
- キ ケアプランを変更する場合は、ケアプランの変更ごとに保護課に書類を提出してください。また、サービスの利用を中止する場合等利用票で調整する場合も、提出をお願いします。

### (4) 福祉事務所による介護扶助の要否判定及び程度の決定について

福祉事務所は、被保護者の要介護認定結果やケアプランの内容、他法他施策の適用の有無等について確認したうえ、被保護者の生活状況などを勘案して、介護扶助の給付を決定します。

### (5) 介護扶助の介護方針及び介護報酬

指定介護機関の介護方針及び介護報酬は、介護保険の介護方針及び介護報酬の例によります。また、介護保険給付の対象とならないサービスや支給限度額を超えるサービス等、最低生活の保障として適切と判断できないサービスについては、介護扶助による給付が認められません。

## 5 介護扶助の給付対象の範囲（生活保護法第15条の2）

- ア 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。）
- イ 福祉用具
- ウ 住宅改修
- エ 施設介護
- オ 介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。）
- カ 介護予防福祉用具
- キ 介護予防住宅改修
- ク 介護予防・日常生活支援（介護予防支援計画又は介護保険法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業による援助に相当する援助に基づき行うも

のに限る。)

ク 移送 (介護保険制度にはない生活保護制度独自のもの)

以上の9種類ですが、提供される介護サービスの内容は介護保険給付と同等です。

介護保険給付と介護扶助は給付方式が異なりますが、要介護認定を受けケアプランを作成するという供給・利用のプロセスについてはほぼ同様になっています。

## 6 介護扶助の方法 (生活保護法第34条の2)

介護扶助の給付は、原則として「現物給付」で行われ、居宅介護及び施設介護サービスの「現物給付」は、指定介護機関に委託して行うことを原則としています。

### (1) 介護扶助の審査支払

介護扶助に係る介護報酬の審査、支払は、国民健康保険団体連合会に委託して行います。

福祉事務所は、介護券に公費負担者番号、生活保護の受給者番号、本人支払額等を記載し、指定介護機関あて発行しますので、これを基に各指定介護機関は介護報酬請求書を作成し、国民健康保険団体連合会に対し介護報酬請求を行って下さい。

国民健康保険団体連合会は、指定介護機関の提出した介護報酬請求書が介護扶助の介護方針及び介護報酬基準に合致しているか等を審査します。

### (2) 本人支払額等

本人支払額は、収入が生活費を上回った場合に発生し、本人支払額がある場合は、介護券の本人支払額欄に金額の記載があります。

介護券に本人支払額が記載されている場合は、本人から介護券に記載されている金額を徴収し、介護扶助負担額 (被保険者の場合は1割分、被保険者以外の者の場合は10割分) から本人支払額を差し引いた額を介護扶助で請求してください。

### (3) 介護保険の給付対象外の実費について

通所介護利用時の食事代、ショートステイ利用時の食事代・居室料の自己負担額等、日常生活に要する費用は介護扶助の対象とならず、利用者本人の負担となります。

### (4) 時効について

介護保険の介護報酬の請求に係る時効は、介護保険法第200条第1項の規定により2年、また、介護扶助における介護報酬の請求等に係る消滅時効については、指定介護機関が地方公共団体に対して有する公法上の債権であることから地方自治法第236条第1項の規定により5年となります。

## 7 指定介護機関へのお願い

### (1) 居宅生活が困難になった場合

居宅での生活が困難となり、施設入所等 (介護付有料老人ホーム、認知症対応型共同生活介護を含む) を検討する場合、福祉事務所の担当ケースワーカーに事前に相談してください。(住宅型有料老人ホームや高齢者向け住宅等に入居する場合も同様をお願いします。)

#### ア 介護保険施設に入所する場合

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設）に入所する場合、ユニット型個室、ユニット型準個室、従来型個室の利用は原則として認められません。

ただし、居住費が発生しない場合や社会福祉法人等による負担額軽減制度を利用できる場合は入居も可能となっていますので、担当ケースワーカーにご相談ください。

#### イ 認知症対応型共同生活介護、有料老人ホーム、高齢者向け住宅へ入居する場合

生活保護費の範囲内で生活できるか十分に検討してください。

また、入院した場合で1ヶ月を超えると保護費が減額となります。施設管理費等の支払いが困難になる場合がありますので、入居の際には施設側と十分な協議してください。

#### ウ ショートステイを利用する場合

食費や個室利用の滞在費は利用者負担となります。費用が支払えないことでトラブルにならないように十分検討してください。

### (2) 居宅療養管理指導を利用する場合

居宅療養管理指導とは、医師・歯科医師・薬剤師、栄養士などが医療機関への通院が難しい利用者の自宅に訪問し、療養に必要な管理指導を行うサービスです。

ケアマネジャーが作成する居宅サービス計画での位置付け（支給限度額管理）の対象とはなりません。介護扶助に関しては、介護券を発行する必要があることから、居宅介護サービスに必ず記載するようお願いします。

また、新規に利用する場合には、契約書の写しを提出していただくようお願いします。

### (3) 保護課のケアマネジャーによるケアプランの点検

福祉事務所に保護課のケアマネジャーを配置し、提出していただいたケアプランを以下の視点で検討しています。ケアプランの内容について、尋ねられることがあると思いますので、ご協力をお願いします。

また、「サービス担当者会議」にも、参加させていただきたいと考えていますので、担当のケースワーカーにご連絡ください。

#### <ケアプランチェックの視点>

- ・適切に居宅介護サービスが実施されているか。
- ・介護保険制度の保険給付の対象となるサービスか。
- ・生活保護法の目的にあったサービスか。
- ・他法（自立支援給付等）の適用が可能かどうか。

### (4) 介護 10 割者と自立支援給付との適用関係

介護保険被保険者以外（40歳以上65歳未満の特定疾病患者で介護扶助が必要な者）の者は、自立支援給付（障害福祉サービス）の適用が優先します。適用できる場合、自立支援給付への移行をお願いします。

	介護保険（介護扶助）	自立支援給付
介護保険被保険者	優先	
介護扶助 10 割者		優先

## 8 指定介護機関

### (1) 介護機関の指定（生活保護法第 54 条の 2）

介護扶助は現物給付が原則であり、介護機関に委託することによって行われます。委託を受ける介護機関は、原則として生活保護法による指定を受けていなければなりません。

### (2) 指定要件（法第 49 条の 2、法第 51 条第 2 項、法第 54 条の 2 第 4 項 平成 26 年 7 月 1 日施行）

生活保護法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 104 号）が、平成 25 年 12 月 13 日に交付され、平成 26 年 7 月 1 日から施行されました。

生活保護法の一部改正により、指定及び取消に係る要件が明確化されました。

次のいずれかに該当するときは、指定を受けることができません。

- ・申請者が禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ・申請者が指定を取り消され、その取り消しの日から起算して 5 年を経過しないとき。
- ・申請者が、指定の申請前 5 年以内に保護受給者の介護に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 等

また、次の場合には、指定をしないことがあります。

- ・申請に係る医療機関が、保護受給者の介護について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けた者であるとき。
- ・その他介護扶助のための介護を担当させる機関として著しく不相当と認められるものであるとき。

### <指定介護機関のみなし指定（法第 54 条の 2 第 2 項、第 3 項）>

ア 介護保険法の規定による指定又は開設許可がなされた介護機関は、生活保護法第 54 条の 2 第 2 項の規定により、生活保護法の指定介護機関として、指定を受けたものとみなされます。

#### <指定が不要な場合>

生活保護法第 54 条の 2 第 2 項ただし書の規定に基づき、別段の申出をしたときは、指定を受けたものとはみなしません。（本庁保護課に届出てください。）

※ 生活保護法の指定を不要とした場合には、生活保護を受けている方に対する介護サービスを行なうことができなくなりますので、十分ご注意ください。

イ 介護保険法の規定による事業の廃止、指定の取り消し等があった場合には、生活保護法による指定の効力も失効します。

ウ 現行法で指定を受けている指定介護機関は、施行日において指定を受けたものとみなされます。

エ 保険医療機関が「訪問看護・訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション・居宅療養管理指導」の介護サービスを提供する場合は、介護保険法でみなし指定され



るため、生活保護法でもみなし指定されます。

### (3) 取消要件（法第 51 条 平成 26 年 7 月 1 日施行）

指定介護機関が、法第 49 条の 2 の欠格事由に該当したとき、法第 50 条の指定介護機関の義務に違反したとき等は、指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することがあります。

### (4) 指定介護機関の変更等の届出

指定介護機関は、名称又は開設者の変更、移転等の変更事項が生じたときは、各区保護課に届出をしてください。

### (5) 指定介護機関の義務（法第 50 条）

ア 指定介護機関は、指定介護機関介護担当規程に従い、懇切、丁寧にその介護を担当しなければなりません。

イ 指定介護機関は、被保護者の介護について、市長の行う指導に従わなければなりません。

ウ 介護の報酬に関する義務

- ・介護の方針及び介護の報酬は、介護保険の例によらなければなりません。（生活保護法第 52 条）
- ・介護サービス内容及び介護の報酬の請求について、市長が委託している国民健康保険団体連合会の審査を受けなければなりません。（生活保護法第 53 条）
- ・市長が行う介護の報酬の決定に従わなければなりません。（生活保護法第 53 条）

### (6) 指定介護機関に対する指導及び検査

ア 指定介護機関に対する指導

被保護者の処遇の向上と自立助長に資するという生活保護制度の趣旨及び介護扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的としています。

- ・一般指導：講習会、懇談、広報、文書等の方法により行います。
- ・個別指導：介護記録その他の帳簿書類等を閲覧し、懇談・指導を実地に行います。

イ 指定介護機関に対する検査

生活保護法第 54 条第 1 項に基づき被保護者に係る介護サービスの内容又は介護の報酬の請求の適否を調査する必要がある場合に当該介護機関について、サービス利用票及び介護給付費公費受給者別一覧表等と介護記録その他の帳簿書類等の照合、設備等の調査を実地に行います。

なお、必要に応じて要介護者等についての調査を併せて行う場合があります。

### (7) 不適切な事案等への対応強化（平成 26 年 7 月 1 日施行）

ア 過去の不正事案への対応（法第 54 条の 2 第 4 項、第 54 条）

指定介護機関等の管理者であった者についても報告徴収や検査等の対象となります。

イ 不正利得に対する徴収金（法第 78 条第 2 項）

偽りその他不正な手段により介護の給付に要する支弁を受けた指定介護機関等に対しては、その返還させるべき額のほか、100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収

することができるようになります。

ウ 指導体制の強化（国による指導）（法第 54 条の 2 第 4 項、法第 84 条の 4）

市が指定した介護機関等に対し、国（地方厚生局）による指導等も実施できるようになります。

## 指定介護機関介護担当規程

(平成12年3月31日 厚生省告示第191号)

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条第1項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

(指定介護機関の義務)

**第1条** 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）の介護を担当しなければならない。

(提供義務)

**第2条** 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

(介護券)

**第3条** 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

(援助)

**第4条** 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

(証明書等の交付)

**第5条** 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(介護記録)

**第6条** 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

**第7条** 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

**第8条** 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 1 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 2 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

## 生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬

(平成12年4月19日 厚生省告示第214号)

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定に基づき、生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第127条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第145条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 2 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第136条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 3 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第9条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 4 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第11条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 5 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)第12条第3項第3号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わない。
- 6 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号)第14条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は行わない。
- 7 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第135条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第190条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 8 介護保険法(平成9年法律第123号)第51条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 9 介護保険法第51条の3第5項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
- 10 介護保険法第61条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。
- 11 介護保険法第61条の3第5項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

□ 福祉事務所一覧

福祉事務所名	電話番号	所在地	〒
門司福祉事務所	331-1896	門司区清滝一丁目1番1号 (門司区役所内)	801-8510
小倉北福祉事務所	582-3456	小倉北区大手町1番1号 (小倉北区役所内)	803-8510
小倉南福祉事務所	951-4130	小倉南区若園五丁目1番2号 (小倉南区役所内)	802-8510
若松福祉事務所	761-4181	若松区浜町一丁目1番1号 (若松区役所内)	808-8510
八幡東福祉事務所	671-0806	八幡東区中央一丁目1番1号 (八幡東区役所内)	805-8510
八幡西福祉事務所	642-1437	八幡西区黒崎三丁目15番3号 (八幡西区役所内)	806-8510
戸畑福祉事務所	871-2334	戸畑区千防一丁目1番1号 (戸畑区役所内)	804-8510

北九州市保健福祉局保護課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 582-2445